

【準半壊】
【一部損壊】
対象

住宅復旧支援補助金

最大

準半壊

30
万円

令和 6 年能登半島地震及び令和 6 年
奥能登豪雨（以下、地震等）にて被災
した住宅の修繕工事を行った世帯に
対しその一部を補助します。

定額

一部損壊

15
万円

Q:補助金の交付対象世帯は？

A:下記の①～③の条件をすべて満たすもの。

- ①能登町内に住所を有し、住宅被害の被害程度が「準半壊」もしくは「一部損壊」の認定を受けている（※地震・豪雨のいずれかで半壊以上の認定がある場合は対象外）
- ②50万以上（災害救助法に基づく住宅の応急修理の額を含めた額）の修繕やリフォーム工事が完了し支払いが済んでいる
- ③石川県義援金（全住民一律5万円）の給付を受けている

Q:対象となる工事は？

A:地震等により被災した屋根や壁、ドア等の開口部、風呂トイレ等の衛生設備、上下道の配管など日常生活に必要不可欠な部分にかかる修繕やリフォーム工事。

Q:対象外となる工事は？

A:住宅の外構工事（土間コンクリート除く）、テレビ・エアコン等の家電製品の修理及び入れ替え等。

Q:補助額は？

A:準半壊世帯：最大 30 万円 一部損壊世帯：定額 15 万円

裏面へ
つづく

Q:申請に必要な書類は？

A:下記の書類をそろえて提出してください。

- ①修繕工事の内容が確認できる書類（見積書および領収書）
- ②施工完了の写真

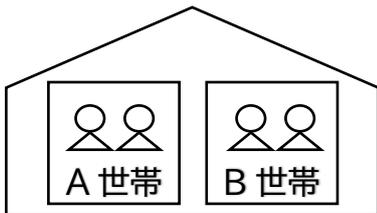
※その他修繕工事を確認するために必要な書類をお願いする場合があります。

Q:振込先は？

A:石川県義援金（全住民一律 5 万円）の給付振込のあった口座に振り込みます。

Q:注意事項は？

- 非住家（納屋、蔵、別荘など）は補助対象外です。
- 同一住宅（一戸）に 2 世帯以上が居住している場合、補助はいずれか 1 世帯のみとなります。



(注) A 世帯・B 世帯それぞれが申請し補助を受けることはできません。どちらかの世帯が申請・補助対象となります。

- 補助金の申請・受給は、令和 6 年能登半島地震・令和 6 年奥能登豪雨被害に対して、1 回限りです。（※1）

（※1）複数業者による工事費用の合算は可能ですが、それぞれでの申請・受給は不可

- 申請前・申請後支給前（口座に振り込む前）に世帯全員が死亡した場合は、相続人が申請・受給することはできません。（※2）

（※2）相続人が同一世帯員であれば申請・受給することができます

【補助金額の算出例】

り災区分	工事費①	住宅応急修理で補助金を受けた工事費②	補助対象工事費 ①-②	補助金額
準半壊	500,000円	343,000円	157,000円	157,000円
	700,000円	343,000円	357,000円	300,000円
一部損壊	500,000円	補助対象外	500,000円	150,000円

受 能登町役場 1 階 里海ラウンジ（支所等での受付不可）
平日：月～金 9：00～16：00

問 総務課危機管理室 ☎62-8533
〒927-0492
宛 能登町字宇出津ト字 50 番地 1